

特定移転資産の譲渡等による損失の額又は利益の額がある場合の特定資産譲渡等損失額の損金不算入に関する明細書

特定移転資産の譲渡等による損失の額又は利益の額がある場合 の特定資産譲渡等損失額の損金不算入に関する明細書										事業 年 度	・ ・	法人名
関 連 法 人 支 配 関 係 事 業 年 度 開 始 日 に お け る 時 価 が 帳 簿 価 額 を 下 回 っ て い な い 資 産 の 明 細												
資産を関連法人支配関係事業年度開始日において有する関連法人名						特 定 適 格 組 織 再 編 成 等 の 日			・ ・			
						関 連 法 人 支 配 関 係 発 生 日			・ ・			
名 称 等		時 価		帳 簿 価 額		名 称 等		時 価		帳 簿 価 額		
		円		円				円		円		
調 整 後 の 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額 の 計 算												
当 期 中 の 適 用 期 間				1	・ ・	関等 連に 法よ 入る の損 特失 定の 移額 転又 資は 産利 の益 譲の 渡額	特定適格組織再編成等に係る被合併法人等 である関連法人の名称			7		
(1)の期間における特定資産の譲渡等による損失の額 (別表十四(十)「1」)				2	円		特 定 適 格 組 織 再 編 成 等 の 日			8	・ ・	
(1)の期間における特定資産の譲渡等による利益の額 (別表十四(十)「2」)				3			関 連 法 人 支 配 関 係 発 生 日			9	・ ・	
調整後の(1)の期間における特定資産の譲渡等による 損失の額				4			(1)の期間における当該関連法人に係る特定 移転資産の譲渡等による損失の額			10	円	
調整後の(1)の期間における特定資産の譲渡等による 利益の額 (3)－(各関連法人の(11)の合計額)				5			(1)の期間における当該関連法人に係る特定 移転資産の譲渡等による利益の額			11		
調 整 後 の 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額 (4)－(5)				6			差 引 (10)－(11)			12		
特 定 移 転 資 産 の 譲 渡 等 に よ る 損 失 の 額 又 は 利 益 の 額 の 特 例 計 算												
(7)の法人の関連法人支配関係事業年度の前事業年 度				13	・ ・	簿 価 純 資 産 超 過 額 が あ る 場 合	簿 価 純 資 産 超 過 額 (当該関連法人の(15)－(14))			19	円	
(13)の関連法人支配関係事業年度の前事業年度終 了の時点における時価純資産価額 (30の①)－(36の①)				14	円		関連法人の特例計算において特定資産譲渡等 損失相当額から成る欠損金額とみなされた金 額 (当該関連法人の別表七(二)付表三「19の計」)			20		
(13)の関連法人支配関係事業年度の前事業年度終 了の時点における簿価純資産価額 (30の②)－(36の②)				15			前期以前の適用期間における当該関連法人に 係る特定移転資産の譲渡等による損失の額か ら利益の額を控除した金額 (前期以前の適用期間の(12))			21		
時 価 あ る 資 産 合 超 過 額	時 価 純 資 産 超 過 額 (当該関連法人の(14)－(15))			16			損 失 限 度 額 (19)－(20)－(21)			22		
	当該関連法人に係る特定移転資産の譲渡等 による損失の額			17	0		当該関連法人に係る特定移転資産の譲渡等 による損失の額 ((12)と(22)のうち少ない金額)			23		
	当該関連法人に係る特定移転資産の譲渡等 による利益の額			18	0		当該関連法人に係る特定移転資産の譲渡等 による利益の額			24	0	
関 連 法 人 支 配 関 係 事 業 年 度 の 前 事 業 年 度 終 了 の 時 に お け る 時 価 純 資 産 価 額 及 び 簿 価 純 資 産 価 額 の 明 細												
資 産				負 債								
名 称 等		時 価		帳 簿 価 額		名 称 等		時 価		帳 簿 価 額		
		①	②	①	②							
	25	円	円		31	円	円					
	26				32							
	27				33							
	28				34							
	29				35							
計	30				計	36						

別表十四(十)付表二 令七・四・一以後終了事業年度分